

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科長 黒岩 修一

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	数量	単位	履行場所	納期または工期	備考
貸切バス借上	仕様書のとおり	1	ST	各 地	4.10.1 ~ 4.12.1	

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「役務の提供等」がC等級以上に格付され、競争参加地域が「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室
東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札日時及び場所

- (1) 説明会
実施しない。
- (2) 入 札
令和4年9月22日（木） 10時00分
東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 会計隊入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の5/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名が判別しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8 最低価格入札者を落札者とししない場合

- (1) 予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格調査を実施した結果適正な履行がなされないおそれがあると認められた場合は、最低の入札金額であっても落札者とししないことがある。
- (2) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施する。

9 契約書等の作成

落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出する。

10 その他

- (1) 入札参加希望者は9月21日（水）16時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (4) 入札書が代表者の代理の時は、委任状を提出することとし、入札に参加する者は日本国籍を有すること。
- (5) 本件の入札においては郵便入札を可とする。
初度入札において郵便により参加する場合は、9月21日（水）17時00分 までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (6) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時： 令和4年9月26日（月） 11時00分
イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室
- (7) 再度入札において郵便により参加する場合は、9月26日（月）10時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (9) 本記載事項に関する問い合わせ
連 絡 先：東部方面会計隊本部 業務科 契約班 担 当：川崎（内線 5410）
T E L:048-460-1711（内線 5410） F A X：03-3924-4312（直通）
- (10) 仕様書等に関する問い合わせ
連 絡 先：東部方面総監部装備部後方運用課 担 当：福士（内線 2814）

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
貸切バス借上	仕様書番号		
	作	成	令和 4 年 9 月 16 日
	変	更	
	作成部隊等名		東部方面総監部装備部後方運用課

1 適用範囲総則

本仕様書は、東京大規模ワクチン接種会場の運営に伴う人員輸送に必要な貸切バス借上に関する事項を規定する。

2 役務に関する要求

(1) バス借上げ

ア 乗務員等

乗務員等は、バス 1 台につき運転手を付けるものとする。

イ バスの装備

法令などにより携行を定められたものとする。

ウ 借上げ品目等

借上げ品目等は、表 1 による。

エ 運行等

(7) 役務の期間

令和 4 年 10 月 1 日（土）～12 月 1 日（木）

(1) 運行等

運行は、表 2 に示す運行計画の則り行うことを基本とする。ただし、細部は、官側との調整による。

(7) 配車等

a 契約の相手方は、表 2 に示された場所等に配車を行うものとする。

b 状況に応じ、借上げバスの車種・数量の増減について官側と協議するものとする。

c 運行時程については、道路事情などにより若干の変動が予想され、これに対応するものとする。

オ 運行の取消

何らかの事情により運行の取消を要する事態が発生した場合は、使用の当日までに契約の相手方に通知するものとする。

(2) 官側と契約相手との調整等窓口

ア 契約内容等の協議が必要な調整

東部方面総監部装備部後方運用課 福士 雄哉（048-460-1711 内線 2814）

イ 日々の運行等に関する調整、不具合に関する事項

大規模接種会場（東京会場）本部班 第4科長（048-460-1711 内線 6112）

ウ 調整窓口に変更がある場合は、契約の相手方に通知するものとする。

3 監督・検査

官側による役務の監督及び検査は、本仕様書に定める役務内容について、その履行状況を検査調書及び監督官報告書に記入し、契約担当官（東部方面会計隊本部業務科長）に送付する。

4 その他の指示

(1) バス借上げ

ア 安全管理

契約の相手方は、バスの運行に際し交通法規の遵守、整備などの万全を期すものとする。また、自動車事故が発生した場合は、契約の相手方が負担するものとする。

イ バスの運行

(7) バスの運行に際し、細部については、乗車代表者の指示に従うものとする。

(4) バスの運行間、バスの発着統制及び官側との連絡等のための要員を大手町合同庁舎接種会場等に配置することを基本とする。

(5) 運行予定については、途中で修正する可能性がある。

ウ 諸経費

バスの運行に伴う燃料、有料道路料金、運転手の食事代及び駐車料金、その他故障が発生した場合に要した費用などについては、契約の相手方が負担するものとする。

(2) 官側の支援事項

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、次の事項について官側が認める場合、支援を受ける事ができる。

ア 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項

イ その他、本役務履行に必要な事項

(3) 不具合などの処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに調整窓口に通報するとともに、その後、契約担当官の指示を受けるものとする。

(4) 仕様書に関する疑義

本仕様書について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、その都度、官側及び契約の相手方の双方で協議する。

(5) その他

事業者は、道路運送法第20条により、運行の発地及び着地が営業区域に含まれているものとする。

表 1-借上げ品目等

項 目	摘 要
要求部署	東部方面総監部装備部後方運用課
借上数量	10台
規 格	中型バス ・ 定員25名以上 ・ 荷物用トランク装備
借上月日	令和4年10月1日(土)～12月1日(木)
運行経路	表2による

表 2-運行予定(基準)

1 運行計画

①から③の3つの基本計画に基づき、日々中型バスを運行するものとする。

2 各計画への配車数

各計画への中型バス10両配車数については、調整窓口との調整により決定する。

運行計画	時 間	行 動	場所または経路
運行計画①	各日 0625～0635	出発準備	民間宿泊ホテルA
	0635～0705	運 行	民間宿泊ホテルA～大手町合同庁舎第3号館
	0730～0800	運 行	民間宿泊ホテルA～大手町合同庁舎第3号館
	0750～0820	運 行	民間宿泊ホテルB～民間宿泊ホテルA～大手町合同庁舎第3号館
	1740～1810	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルA
	1810～1840	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルA
	1830～1900	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルA
	1915～1945	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルA
	2000～2030	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルA～民間宿泊ホテルB

運行計画	時 間	行 動	場所または経路
運行計画②	各日 0620～0630	出発準備	民間宿泊ホテルB
	0740～0810	運 行	民間宿泊ホテルB～大手町合同庁舎第3号館
	0735～0805	運 行	民間宿泊ホテルB～大手町合同庁舎第3号館
	0750～0820	運 行	民間宿泊ホテルB～大手町合同庁舎第3号館
	1740～1810	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルB
	1810～1840	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルB
	1830～1900	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルB
	1915～1945	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルB
	2000～2030	運 行	大手町合同庁舎第3号館～民間宿泊ホテルA～民間宿泊ホテルB

運行計画	時 間	行 動	場所または経路
運行計画③	各日 0730～0740	出発準備	三宿駐屯地
	0740～0840	運 行	三宿駐屯地～大手町合同庁舎3号館
	1500～1600	運 行	三宿駐屯地～大手町合同庁舎3号館
	1640～1740	運 行	大手町合同庁舎3号館～三宿駐屯地
	1750～1850	運 行	大手町合同庁舎3号館～三宿駐屯地
注 記 三宿駐屯地：東京都世田谷区池尻1丁目2-24 大手町合同庁舎3号館：東京都千代田区大手町1-3-3 民間宿泊ホテル：大手町合同庁舎3号館から5km圏内のホテルを予定 本基準の適用については、10月1日（土）～12月1日（木）とする。 車両の待機等：指定時間外は、別途示す場所に車両を待機させるとともに、計画外の運行の可能性あり。			